

令和6年度 教科用図書東濃採択地区協議会 設置・運営方針

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び教科用図書東濃採択地区協議会規約に基づき、令和6年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置・運営方針を定める。

1 運営方針

- (1) 教科用図書を選定する際には、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえ、諸種の角度から総合的に比較研究して特徴を明らかにするなど、研究員を委嘱して十分な調査研究を行う。
- (2) 規約第15条に定める研究員の選任に当たって、教科書のさまざまな取り上げ方等を踏まえ、特定の見方や考え方に偏ることなく調査が進められるよう、管理職と指導に精通した幅広い世代の教員から選任する。
- (3) 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替えが必要な場合は、県教育委員会により作成、配布される「調査研究資料」を参考資料の一つにするなどして、十分な調査研究を行う。
- (4) 研究員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、当該評定に拘束力があるかのような取扱いはいしない。採択権者の責任において、その資料及び評定について十分な審議を行う。
- (5) 過大な宣伝行為や外部からの働きかけ等に惑わされることなく、審議や調査等について厳正な態度をもち、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を図る。
- (6) 円滑な採択事務に支障をきたすような事態や採択の公正確保に関し問題が生じた場合には、各採択権者が関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとり、静ひつな採択環境を確保する。
- (7) 教科書の採択に関する情報について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により、採択権者は採択結果・理由等の積極的な公表に努める。
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項により、教育委員会会議の議事録の作成及び公表に努め、開かれた採択をより一層推進し、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たす。

2 設置について

- (1) 各市教育委員会において4月30日（火）までに、令和6年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置に関する議決を終え、東濃地区教育長会長に報告する。
- (2) 第1回教科用図書東濃採択地区協議会後、次の事項について、県教育委員会に報告する。
 - ① 教科用図書東濃採択地区協議会 規約
 - ② 令和6年度教科用図書東濃採択地区協議会 設置・運営方針
 - ③ 令和7年度使用東濃地区小学校用教科用図書の採択基準
 - ④ 令和6年度教科用図書東濃採択地区協議会 委員名簿
 - ⑤ 令和6年度教科用図書東濃採択地区協議会 日程

3 運営について

- (1) 教科用図書東濃採択地区協議会は、8月31日(土)までに種目ごとに同一の教科用図書を採択することについての協議を終える。
- (2) 各市教育局委員会は、最終の教科用図書東濃採択地区協議会の翌日から8月13日(火)までの期間中に採択を議決し、東濃採択地区協議会長に採択結果を報告する。
- (3) 各市教育局委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択したことを会長に報告することにより、東濃採択地区の採択が完了したものとする。
- (4) 各市教育局委員会は、各学校への採択結果の通知を、東濃採択地区の採択完了以後とする。
- (5) 規約第17条以外に、委員名簿と研究員名簿についても公表(9/1以降)を行うこととする。展示会意見書(来場者数を含む)は、請求に応じて公開することとする。

4 協議会の会計報告及び次年度の予算について

- (1) 会計報告及び次年度の予算についての議決は、9月の教育長会にて行う。

5 事務局について

- (1) 協議会の事務局は、本協議会で定めるまでは東濃地区教育長会会長の市教育局委員会に置く。
- (2) 会長が必要と認めた場合、各市教育局委員会(事務局を置く市教育局委員会を除く)は、所属の指導主事等を事務局連絡員に充て、事務局の運営を補佐する。

6 研究員について

- (1) 規約第15条に定める研究員の内訳については、下記のとおりとする。

教科等	種目	人数
国語	国語・書写	8名
社会	地理・歴史・公民・地図	14名
数学	数学	7名
理科	理科	6名
音楽	一般・器楽合奏	4名
美術	美術	4名
保健体育	保健体育	4名
技術・家庭	技術・家庭	6名
外国語	英語	7名
特別の教科 道徳	道徳	8名

- (2) 研究員の選出及び委嘱にあたっては、規約第3条で構成される各市教育局委員会の協調が図られるよう配慮する。